

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則25号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

こどもみらい館に条例第3条に規定する館長のほか、事務局長、課長、首席主事及び担当係長を置く。

第8条第2項中「特に必要があるときは、」を削り、同条第3項中「前2項のほか、必要な」を「特に必要があるときは、前2項のほか、職員又は」に改める。

第9条第8項中「その他の職員」を「前条第3項に規定する職員又は嘱託」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「事務局長及び」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 事務局長は、上司の命を受け、こどもみらい館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

別表子育て図書館の項中「午前10時」を「午前9時30分」に改める。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

(子育て支援総合センターこどもみらい館総務課)